交付要件該当に係る確認書

１　整備する設備は各種法令等に遵守し、商用化され、中古設備ではなく、導入実績があるものを使用します。

２　エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置します。

３　本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させます。

４　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。

５　地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。

６　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。

７　防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。

８　一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱いません。

９　20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示します。

10　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、補助対象設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。

11　補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。

12　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。

13　防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。

14　補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。

15 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。

16　災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。

17　法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行いません。

18　発電した電力量のうち50％以上を、設置した敷地内で需要家自ら消費するもしくは、敷地外に導入する設備で発電した電力を自営線により供給し、需要家自ら消費します。

19　補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていません。かつ今後も受けません。

20　補助対象設備は、県が交付決定した後に、契約及び設置します。

21 （PPA・リースの場合）契約更新をすることにより補助対象設備を法定耐用年数の期間、確実に実施します。

* 上記事項を遵守します。

（申請者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 会社名 |  |
| 職氏名 |  |

年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 会社名 |  |
| 職氏名 |  |

（需要家）